

り安定的な大学運営のため法人化は考えてないのか。

Ⓐ 今後行財政改革の一環の中で検討したい。

Ⓚ 渡船事業特別会計決算で、細島航路の運賃の減免措置を検討してはどうか。

Ⓐ 燃料費の高騰や人員の確保など厳しい状況の中、合併後も継続して運行することが住民サービスにつながるかと考えている。

Ⓚ 水道事業会計決算で、繰越利益剰余金からみた水道料金の値下げの検討はしないのか。

Ⓐ 10年後には現在の剰余金も原田町・御調町の拡張事業や老朽化した施設の更新により、減少する見通しで、現行の料金を長期間維持しながら安定経営に努めたいので、料金改定は当面考えていない。

Ⓚ 自動車運送事業会計決算で、貸し切りと乗り合いの輸送人員が伸びている要因は何か。

Ⓐ 貸し切りは合併した因島・瀬戸田地域の学校関係と各種団体の需要によるもので、乗り合いは従業員の教育の成果や子ども110番バスなどの市民ニーズに即した対応等、複合的な要因によるものである。

Ⓚ 病院事業会計決算で、患者数減少の要因は何か。

Ⓐ 安定期に入った患者を地域の医療機関へ逆紹介する地域医療連携の推進による外来患者数の減少が一番の要因である。

## 委員会での審査

### 総務委員会

Ⓚ 尾道大学敷地造成のための久山田水源池埋立て計画を測量費や敷地造成設計業務委託費に約600万円支出しているにもかかわらず計画を見直した理由は何か。

Ⓐ 旧久山田小学校廃校に伴い跡地を取得したことと将来的な大学の整備計画を考えての見直しである。

Ⓚ 昨年9月定例会で久山田小学校の廃校が決定したが、平成19年度の予算編成段階で久山田小学校を尾道大学の施設として、利用することを検討しなかったのか。

Ⓐ 予算編成段階では跡地利用について、地元を交えて検討中であった。

Ⓚ 久山田水源池の埋立てに伴う測量等の実施は旧久山田小学校の跡地の活用を検討していたのなら中止できなかったのではないか。

Ⓐ 跡地利用については地元と協議していたが結論には至っていなかったため、並行して事業着手したものである。

Ⓚ 大学の整備計画の内容はどうなっているのか。

Ⓐ 講義室の不足、狭小な図書館など諸課題があり、今後予想



尾道大学キャンパス

される大学間の競争に勝ち抜くためにも改善が必要である。整備計画作成にあたっては業者委託を行う予定である。

Ⓚ 業者委託だと画一的な計画が出る恐れがある。他の大学との差別化を図りたいのならば大学で自主的に作成してはどうか。

Ⓐ 大学の各学部の教員で構成する将来構想等検討委員会で検討し、意見集約したものを業者へ委託する予定である。

Ⓚ 尾道大学の施設となった白樺美術館の今後の運営方針はどうなっているのか。

Ⓐ 展示内容は大学院生や教員の作品展示を中心に考えている。また、常設で小林和作の展示コーナーを設ける予定である。

Ⓚ 白樺美術館を市民の発表の場として活用する考えはないのか。

Ⓐ 現時点では考えていないが、トークギャラリーなど市民が参加できる公開講座の開催は考えている。今後、委員の意見も参考にしながら検討していきたい。

Ⓚ 美術館の名称を尾道白樺美術館〔尾道大学〕としているが、大学名を前面に出してはどうか。

Ⓐ 寄付者の意向や白樺美術館の設置までの経緯等を尊重する上からも名称を存続したものである。

Ⓚ 前年度決算で発生した歳入の増額分を財政調整基金への積立等に充てているが予算編成時に見送った事業の実施を検討してはどうか。

Ⓐ 現在の財政調整基金の額は、自治体の規模から見て適当と考えており、災害時等不測の事態に備えるため積み立てておきたい。また、見送った事業の実施については、市民税の歳入増に伴い、来年度は地方交付税の減額も予想されることから今回は見送りたい。今後、同じようなケースが起こった場合は検討したい。

Ⓚ 平成17年度に特別職等の期末手当を一般職に連動しないよう条例を改正したが、今回一般職と同様に引き上げようとするのはなぜか。

Ⓐ 今回の提案は他市の状況、社会情勢等を勘案する中で決めたものである。

Ⓚ 一般職の期末手当の引き上げは、人事院勧告があるので客観性はあるが、特別職については、客観性がない。特別職報酬等審議会に諮るべきではないか。

Ⓐ 報酬等審議会条例では、特別職の報酬が審議できないので、まずそのことの検討を行いたい。

### 民生委員会

Ⓚ 愛あいセンター今後の方針はどうなっているのか。

Ⓐ 現時点では、(仮称)尾道市民センターむかいしが完成し、向島支所や公民

館等が移転して、その後の利用計画が決まるまで、当分の間現行どおり使用を継続していく予定である。



愛あいセンター

Ⓚ 愛あいセンター内の設備の故障に対する対応と各団体への周知はどうなっているか。

Ⓐ 故障については承知しており修繕予定であることは尾道市社会福祉協議会向島支所へ伝えている。各団体への周知は確認はしていない。

Ⓚ 児童福祉費の保育所費の補正理由は何か。

Ⓐ 浦崎認定こども園建設の方針転換による予算計上である。当初は、仮園舎を設けず、現地建て替え方式による予算計上であったが、地元から仮園舎方式を要望する陳情書が市に提出されたことを受け、計画を変更することになった。

Ⓚ 浦崎認定こども園建設の計画変更により開園時期はどうなるのか。また、現地建て替え方式は無理があったのではないのか。

Ⓐ 開園時期については園舎が当初平成21年3月末の完成予定であったが、整備方針及び整備計画の変更に伴い、平成21年12月末完成予定を目指している。また開園時期もそれに伴い平成22年1月を目指しており、完成後はできるだけ早期に利用していただく予定である。建て替えについては、当初の計画では、認定こども園を少しでも早く開園したいという思いから現地建て替え方式を進めてきたものと思われる。しかしながら、子どもたちの安全管理や衛生管理、工事中のフェンス設置による閉塞感等子ども達への影響に配慮し、仮園舎方式に変更した。現在基本設計を策定中で、全体の事業費も含めて検討中だが、仮園舎部分の事業費がプラスになる予定である。

### 文教経済委員会

Ⓚ 要保護及び準要保護児童、生徒の就学援助費の当初予算段階での援助者数と今回の補正により援助可能となる児童・生徒数はどうなっているのか。

Ⓐ 当初は、小学校が1,025人、中学校が587人で、今回小学校75人、中学校12人の補正である。

Ⓚ 市内の小中学校で、要保護及び準要保護の援助者の割合とその対応はどう考えているか。

Ⓐ 平成18年度において最も高い割合の学校は小学校40.4%、中学校28.8%。最も低い割合の学校は小学校2.0%、中学校2.3%である。所得と学力の因果関係があるといわれていることに十分留意し、子どもたちの家庭環境も踏まえた上で、きめ細やかな指導や具体的な対策を校長と十分連携し、取り組んでいる。

Ⓚ 次期さくらプランの柱にいじめの根絶、不登校対策、教職員の事務量軽

減を盛り込む考えはないか。

**Q** いじめと不登校問題は、次期さくらプランの重点課題としての位置づけで、具体的な施策を検討中である。事務量の軽減は各学校をきめ細かく指導しながら、体制づくりの観点からも取り組んでいきたい。

**Q** 尾道市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例案の内容と企業誘致の見込みはどうか。

**A** 工場等設置奨励金の対象を投資と雇用の拡大を図る目的から、合併した因島・御調・瀬戸田の3地域を対象エリアに加え、指定期間を5年間延長するものである。具体的な企業の動向が明らかでなく、推定は困難であるが、対象地域の地形が、面積は広いが平地は少なく、大規模の工場設置は難しいと思われる。

**Q** 農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定で農業委員の各選挙区における定数の根拠は何か。

**A** 農業委員会で、因島・瀬戸田の合併に伴い7つの選挙区を設定した。配分定数については、2005年版農林業センサスに基づき、各地区における農業人口と農家世帯数、農地面積により算出した。

**Q** 選挙区設定で改正後の因島地区の定数では、区域により、選出される委員がたよる恐れがある。来年7月の選挙までに定数を再検討する考えはないか。

**A** 5月の農業委員会総会で、委員会を設置し、定数見直しの検討をはじめ、農業人口、農家世帯数、農地面積で配分することを9月の総会において全会一致で決定した経緯がある。4カ月間議論を重ね、定数削減は委員自身が互いに認め合いながら出した結果なので、理解してほしい。

**Q** 学校教育施設整備基金の毎年の積み立て見込み額について聞きたい。

**A** 師友塾の使用料を毎月91,000円を予定しており、その3分の1程度を積み立てることとしている。

**Q** 市内の学校施設で危険校舎指定がされている施設数はどうなっているか。

**A** 182棟中、98棟と把握している。

## 建設委員会

**Q** 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例制定におけるメリットとデメリット、さらには権限が県から市に移ったことによる市の裁量権はあるのか。

**A** メリットとして、権限委譲に伴う許認可期間の短縮があるものの、従来受付事務だけであったのが、取締りや、苦情・相談に対して市が対応しなければならぬといったデメリットが想定される。また、一概にマイナスとは言えないまでも、事務に、より専門性が求められる。また、市の裁量については、業務の公平性・継続性から、従前の県の取り扱いと

変わらないところから開始することになるが、弾力的な運用については経験を踏まえた上で将来議論することになると思う。

**Q** この条例制定後は、開発審査会で認められれば、調整区域内に区画整理ができるのか。

**A** この条例をもって調整区域内に区画整理ができるということではなく、都市計画法にある地区計画を定めることにより、計画に沿った区画整理をすれば調整区域でも認められることになる。

**Q** 県からの移譲事務に対応する市職員の体制について聞きたい。

**A** 今回の権限委譲に対応すべく、2名の職員が半年間の研修を行うとともに、職員課を通じて県からの応援といったことも要望している。

**Q** 流通団地のような工場適地がある場合どのような手続きで開発行為を行うこととなるのか。

**A** 市街化区域と市街化調整区域の境を決めることを線引きというが、この次期見直しは平成23年度となっており、将来的な土地利用の必要性が生じた場合には、ここ数年のうちに県との調整が必要と考えている。

**Q** 東新涯の区画整理が完了しているが、これに隣接する丁卯(ていよう)新涯の区画整理はどうなっているのか。

**A** 丁卯新涯は、それに隣接する福山市の高西丁卯新涯の地権者とほぼ同一なので、一体的に区画整理しなければならないが、行政区画が異なるため公共施工できないことから組合整理ということでの区画整理を、平成13年に県と調整している。

**Q** 道路橋梁費で計上されている工事請負費の3,300万円の内容とその理由について聞きたい。

**A** 道路補修として、緊急性のある道路施設の修繕を6カ所、高潮による浸水対策として2カ所計上している。

**Q** こうした修繕における昨年度の市民要望の数と施工件数について聞きたい。

**A** 市民からの要望は昨年度2,009件あり、その内1,496件を請負工事、直営工事等に対応しており、ほぼ市民の要望には応えられたものと考えている。

## 議員提出議案

### 取り調べの可視化の実現を 求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が平成21年5月までに実行予定です。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そ

してそれによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性が争われることが少なくなく、ひとたび裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねません。

裁判員制度導入にあたって、検察庁では現在、東京地検をはじめ各地の地検で「取り調べの可視化」を試行しています。

「取り調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を録音・録音することによって可視化が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要が防止できるとともに供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取り調べの録音・録音テープが証拠となります。取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として裁判員制度導入にとって不可欠な取組みの一つといえます。もちろん冤罪事件を防ぐことにもつながります。

よって、政府におかれては、平成21年5月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現するよう強く要望します。

## 議会の人事



瀬戸内しまなみ海道通行料  
料金等調査特別委員会

委員長 新田隆雄  
副委員長 飯田照男  
委員 岡野孝志 村上弘二  
岡野長寿 福原謙二  
三木郁子 新田賢慈  
山中善和 松谷成人

## 平成20年第1回定例会審議日程(予定)

2月20日(水)議会運営委員会	10:00
本会議(開会)	13:30
21日(木)予算特別委員会	10:00
25日(月)議会運営委員会	10:00
本会議	13:30
3月5日(水)本会議(総体質問)	10:00
6日(木)本会議(総体質問)	10:00
10日(月)予算特別委員会	10:00
11日(火)予算特別委員会	10:00
12日(水)予算特別委員会	10:00
13日(木)予算特別委員会	10:00
議会運営委員会(委員会終了後)	
14日(金)予算特別委員会(予備日)	10:00
18日(火)議会運営委員会	10:00
本会議(閉会)	13:30

問い合わせ先 議会事務局 ☎0848-7371

http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/gikai/gikaiindex.html